

障害児・ひとり親家庭の



ベビーシッター利用料助成制度 の対象児童・利用上限時間を拡大します！

令和6年度まで		令和7年度から
<u>0～6歳の未就学児</u> <u>小学校1～6年生の病児・病後児</u>	対象児童	<u>0～6歳の未就学児</u> <u>小学校1～6年生の病児・病後児・障害児</u>
児童1人につき年度あたり144時間 (多胎児の場合は児童1人につき288時間)	助成 上限時間	児童1人につき年度あたり144時間 (ひとり親家庭の未就学児・障害児 ・多胎児の場合は 児童1人につき288時間)
児童1人につき1時間2,500円助成 ※22時～翌7時の時間帯は1時間3,500円助成	助成 上限金額	児童1人につき1時間2,500円助成 ※22時～翌7時の時間帯は1時間3,500円助成
保育サービス利用料	助成対象	保育サービス利用料
申請書、利用明細書、領収書、要件証明書	申請書類 (オンライン 又は郵送)	申請書、利用明細書、領収書、要件証明書、 【障害児の場合】障害者手帳の写し、通所受給者証の写しなど 【ひとり親家庭の場合】戸籍全部事項証明書（謄本）など

令和7年4月1日から令和7年12月31日の利用分の申請は、令和8年1月30日（金）まで

【問合せ】子育て支援事業コールセンター 03-5803-1288（平日8:30～17:00）

【事業担当】文京区子ども家庭部 子育て支援課 子ども施策推進担当